平成２９年（フ）第６８９号
福岡市早良区南庄３丁目16番８号
債務者　平山美由紀
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７０１号
福岡市西区上山門１丁目15番１―504号
債務者　有吉　成征
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７２４号
福岡市早良区室住団地14番506号
債務者　中原富砂代
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６４号
福岡市西区姪の浜６丁目15番18―105号
債務者　末松　晃一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７７４号
福岡市東区下原４丁目９番62号
債務者　池上　浩一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７８９号
福岡市博多区千代３丁目４番10―708号
債務者　小林由香利
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９５号
福岡市西区生の松原２丁目４番８―103号
債務者　赤星伸一郎
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９７号
福岡市東区原田４丁目６番19号
債務者　野口　精一
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０３号
福岡県筑紫野市原田３丁目16番地10　サンライトハイム203号
債務者　中山　実好（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１号
鹿児島県日置市伊集院町下神殿1192番地　市営下神殿住宅１号棟302
債務者　奥山　仁志
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目23番28号　セジュールＵＫＩ　201号
債務者　吉村　孝子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番53―12号
債務者　河野　真和
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目24番１―308号
債務者　盛　　心理
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目29番22号　上園アパート102号
債務者　竹之内　裕
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目36番５号　グレースタウン荒田301号
債務者　鈴木　真弓
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
仙台市宮城野区東仙台１丁目23番59号　パリンカＣ―102、従前の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―705号
債務者　鈴木亜希子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５８２号
京都市北区小山初音町16番地２　ユピテルビル　３―Ａ
債務者　川本　宏恵
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
兵庫県加古川市加古川町備後130番地の３
債務者　渡部　延子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部